

上越市選挙管理委員会告示 第 52 号

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条に規定する投票区の投票所を設ける場所を次のとおり変更する。

令和 7 年 10 月 7 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 投票所の変更

投票区		投票所となる施設	
		変 更 前	変 更 後
合併前上越市	10投票区	城北中学校	上越市市民プラザ
合併前上越市	34投票区	春日中学校	春日謙信交流館